

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業費補助金
補助事業等の目標	がけ地の崩壊、土石流による危険が著しい区域及び浸水被害の危険が著しい区域等において、危険住宅を除却、解体又は曳家して移転を行う費用を補助することにより、住民の生命の安全を確保するとともに、省エネルギーの基準に適合する住宅の建設を促進し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進する。
補助事業等の対象者	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域において現に存する危険住宅に居住している者 (2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条の規定により知事が指定した浸水被害防止区域において現に存する危険住宅（同法第68条に定める許可の基準に適合しない既存の住宅に限る。）に居住している者 (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4の規定による地区計画の区域において現に存する危険住宅に居住している者
補助対象経費	次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に定める経費 (1) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設事業 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（住宅の建設又は購入に必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金の利子に相当する額。ただし、危険住宅に代わる住宅の建設事業であって、危険住宅に代わる住宅の建設地が市外であるものについては、この限りでない。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に定める額 (1) 危険住宅除却等事業 対象経費の10分の10以内の額とし、975千円を限度とする。 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設事業 対象経費の10分の10以内の額とし、住宅の建設又は購入4,650千円、土地の取得2,060千円、土地の造成608千円を限度とする。 <b>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</b> 住民の生命の安全を確保するため

補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 18 年 10 月 3 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 住民の生命の安全を確保するため、継続して補助することが必要。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この取扱基準において「危険住宅」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）におけるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象となる住宅をいう。</li> <li>2 民間事業者等が行う住宅の新築は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅を補助の対象とする。</li> <li>3 土砂災害特別警戒区域における住宅の新築は、補助の対象外とする。</li> </ol>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行おうとする年度の前年度の 8 月末日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険住宅移転事業計画書</li> <li>(2) 危険住宅に代わる住宅建設事業工事(購入)設計書</li> <li>(3) 危険住宅の除却等の場所及び危険住宅に代わる住宅の位置図(縮尺 2,500 分の 1)</li> <li>(4) 危険住宅に代わる住宅の平面図</li> <li>(5) 危険住宅の写真(2 面撮影されたもの)</li> <li>(6) 申請する者の住民票の謄本</li> </ol> </li> <li>2 1 の規定により書類を提出した者は、補助対象事業を行おうとする年度の 6 月 15 日までに、諏訪市補助金等交付規則に規定する補助金等交付申請書及び 1 の各号に掲げる書類を正副 2 部作成し、市長に提出しなければならない。</li> <li>3 1 及び 2 の規定により書類を提出した者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第 4 号—1)</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(2) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号一2)</p> <p>4 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を正副 2 部作成し、補助対象事業を行った年度の 3 月 10 日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業実績報告書 (様式第 5 号一1)</p> <p>(2) 危険住宅移転事業実施状況調書</p> <p>(3) 危険住宅除却等事業費支払内訳書</p> <p>(4) 危険住宅除却等事業費支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し</p> <p>(5) 危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し</p> <p>(6) 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し</p> <p>(7) 危険住宅に代わる住宅のしゅん工写真(2 面撮影されたもの)</p> <p>(8) 諏訪市土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付請求書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係</p>

平成 26 年 9 月 24 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 5 年 5 月 15 日 一部改正 (令和 5 年 5 月 15 日 施行)